

アクティビティノート <第 247号>

2017年8月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1-1 2017年8月度相談受付件数 ……p.2
 - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3～8
2. ちょっと注目
『ふっ素樹脂加工フライパンの空焚きに注意』 ……p.9～10
3. コラム
『出前講師 出動』 ……p.11

TOPICS



ふっ素樹脂加工フライパンの空焚きに注意

焦げ付かず、お手入れも簡単なふっ素樹脂加工のフライパン。注意すべきポイントを、ふっ素樹脂の持つ特性から解説します。



『出前講師』出動

当センターが、消費者啓発の一環で行っている「出前講師」。7月に鈴鹿市で行ったセミナーの様子をレポートします。

1. 相談業務

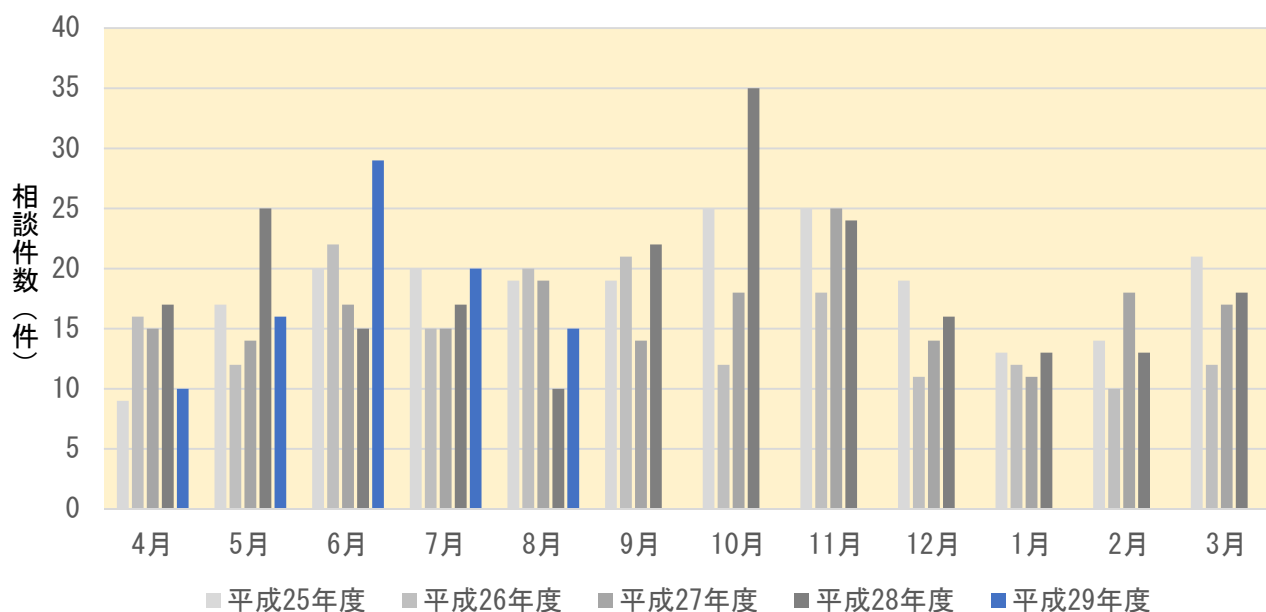
1.1 相談受付件数

2017年8月度相談受付件数 (7/26~8/25 実働:22日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	6	1	0	2	0	9	60%
消費生活C・ 行政	3	0	0	1	0	4	27%
事業者・ 事業者団体	1	0	0	1	0	2	13%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	10	1	0	4	0	15	
構成比	67%	7%	0%	27%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (平成25~29年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしています。

◆品質クレーム関連相談

- ◆ <黄変した除菌シートの安全性> 一年ほど前に、購入した除菌シートの一部が黄変していることに気づき、メーカーに申し出て黄変している部分を分析してもらった。分析の結果、リンが検出されたが、何が混入したかまでは分からなかった。昨日テレビを見ていたら、ある毒物の話があり、それが黄色い液体で分子中にリンが含まれることを知った。一年前の除菌シートの黄変は、その毒物によるものではないかと心配になった。化学製品PL相談センターには、一年前に、この件で相談している。(中年の女性) <消費者>
⇒ご本人もご家族も実質的な被害は受けておらず、黄変した製品も使用していないのですから、テレビで見た毒物と本件を関連付けてご心配になる必要はないでしょう。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <クモ用殺虫剤で頭痛> 「クモ用殺虫剤〇〇を7年前からシーズンに3缶くらい使用している。最近、頭痛がするようになり通院したが、医師からは頭痛と〇〇の因果関係はわからないと言われた。使用している製品の成分はピレスロイドとある。当該製品で頭痛が発症することはないのか」との相談を62才の女性から受けている。化学製品PLセンターを紹介してもよいか。
<消費生活C>
⇒ピレスロイドは人間などの哺乳類には安全性が高く、虫には殺虫効果の高い成分として知られており、家庭用殺虫剤の有効成分として主流となっています。しかしながら、間違った使い方をして大量に吸い込んだ結果、体調が悪くなる事故も発生しています。公益財団法人日本中毒情報センターのピレスロイド系殺虫剤スプレー（家庭用）には、大量吸入による症状のひとつとして頭痛があげられています
([Http://www.j-poison-ic.or.jp/ippan/M70219_0100_2.pdf](http://www.j-poison-ic.or.jp/ippan/M70219_0100_2.pdf))。しかし、通常の使用法では問題となるようなケースはほとんどありません。
当センターでは、一般的な情報提供をいたしますが、因果関係の特定はできないことをお伝えのうえご紹介ください。
- ◆ <化粧パックで両ほほにシミ> 「両ほほにシミができ、3ヶ月前から通院して塗り薬と内服薬を処方してもらっている。原因は化粧用のパックを使用したことと思っているが、既に商品を廃棄しており、メーカーも商品名もわからない。医師からはシミが消えるのは何年もかかると

言われている。使用した製品との因果関係を特定してもらいたい」と60代後半の女性からの相談を受けている。このような場合、どのようにアドバイスすればよいか。〈消費生活C〉

⇒化粧品関連のトラブルに関しては、日本化粧品工業連合会PL相談室がありますのでご相談されてみてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈スティック糊で体調不良〉 「趣味の工作で、〇〇社の△△というスティック糊を使っていて、くちびるや舌に痺れを感じた。この製品の安全性は大丈夫か」という相談を高齢の女性から受けている。スティック糊には揮発性の物質が使われているらしく、独特なニオイがする。また、相談者は該当製品を4日間ほど、かなり長時間使ったとのことである。何かアドバイスはあるだろうか。〈消費生活C〉

⇒一般にスティック糊はポリビニルピロリドンを主成分とし、棒状に成型した接着剤です。安全性上問題になることは考えにくいと思われまます。△△には、溶剤としてプロピレングリコールモノメチルエーテルが使用されています。プロピレングリコールモノメチルエーテルは高濃度で吸入すると頭痛や咽頭痛等が起こると言われていますが、製品形態や使用状況を考えると、使用環境下で高濃度になるとは考えにくいところです。ただし、ニオイは、その感じ方に個人差が大きく、個人の体質によっては合わない場合もあるでしょう。症状が出ているということですので、ご使用をおやめになり、様子を見られてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈ステンレス製水筒の塗装の剥がれ〉 〇〇社のステンレス製保冷専用水筒のキャップ部の塗装が使用4ヶ月で剥がれてきた。水筒は16歳の息子が使用しており、キャップを開ける際にワンタッチボタン部分に付着した剥がれた塗装が親指につき、口に入るのではないかと心配。既に〇〇社には当該品を返品し、〇〇社によると当該品の塗装は、ASA樹脂にアクリル樹脂塗装をし、更にアルミを蒸着しており、塗装が浮いて剥がれたとの説明。安全性については食品衛生法に則っており問題ないとのことであった。メーカーの対応は良かったが念のために確認したい。(中年の女性)〈消費者〉

⇒当センターでは個別の製品については、情報を持ち合わせてりません。安全性についてはメーカーが責任を持ってお答えします。一般的に、剥がれた塗装の樹脂は摂取したとしても消化吸収されずそのまま体外に排出されます。メーカーの説明を信頼されてもよろしいのではないのでしょうか。

- ◆ 〈ブリーフの着用で皮膚が爛れた〉 先日、購入したブリーフを着用したところ、接触部分が真っ赤に爛れてしまった。メーカーに申し出たところ、該当製品を分析し、その結果を以って「製品には問題がなく、当社に責任はない」と回答してきた。製品分析は、物理的刺激、ダニ等の生物検査、ホルムアルデヒドなど20種類の化学物質、について行っている。皮膚の爛れは、医者に2度ほど通院し、今は回復している。訴訟を起こすつもりはないが、実際に皮膚症状が出ているのに、責任はないというのは納得し難い。化学製品PL相談センターは他のPLセンターから紹介された。(高齢の男性)〈消費者〉

⇒PL法の観点からは、被害と製品との因果関係を明確にし、更に、その被害が製品の欠陥によるものであることを証明する必要があります。再度、交渉されるのならば、まず医師の見解をお聴きになった上で、交渉されるとよいでしょう。また、訴訟までは望まないとのこと

ですが、ADR（裁判外紛争解決手続）に持ち込まれるのも一つの方法です。その場合、当センターでは、斡旋や調停までは行っておりませんので、地域の消費生活センターにご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <階下の住人が撒くスプレー製品で体調不良> 集合住宅の2階に住んでいるが友人が、4年前から、スプレー製品のものと思われるニオイで体調不良となり悩んでいる。階下の住人が、一日に何度もスプレー製品を使っているようで、それが原因と考えている。警察に入ってもらって、使用しないように求めたが、「自分は使っていない」といって聞き入れてもらえない。ニオイ物質を分析するなどして証拠を集め、階下の住人に突き付けてやめさせることはできないだろうか。友人は高齢の女性だが、もともとアレルギー体質があり、ニオイにも敏感になっている。医師の診断は受けていない。化学製品PL相談センターはインターネットで検索して知った。(中年の女性) <消費者>

⇒まず医師の診察を受けて、適切な治療をお受けになることをお勧めします。その際に状況をよくお話しになって、原因として何が考えられるか、医師のご意見をお聞きになってください。思い込みだけで行動せず、広く原因究明することをお勧めします。

- ◆ <除湿剤から液が漏れた> ○○社の除湿剤、△△を1階のクローゼットの中に入れておいた。中に水が溜まっていないかは、2ヶ月おきに手に取って重さで確認していた。中々水が溜まってこないのに変に思っていたところ、フローリングの床にシミが出来ていることに気づいた。良く見ると除湿剤の容器の下部にヒビ割れがあり、ここから液漏れしていたらしい。雑巾でふき取ってみたがシミが残ってしまう。どうしたら良いだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(若い女性) <消費者>

⇒除湿剤は塩化カルシウムという薬剤が主成分です。塩化カルシウムは空気中の水分を吸収して液体になる性質（潮解性）があります。このため、除湿剤の容器に溜まるのはただの水ではなく、塩化カルシウムの水溶液です。床などの木質製品に染み込んでしまうと、塩化カルシウムが湿気を吸い続けるため、表面を拭いてもなかなか乾きません。シミを取るには、濡らした布で水を浸すようにして染み込んだ塩化カルシウムの液を溶かし、次に乾いた布で水気をよくふき取ります。この水拭きとから拭きを根気よく繰り返し、染み込んだ塩化カルシウムを吸いだすしかありません。ドライヤー等で乾かしても一時的に水分がなくなるだけで、塩化カルシウムが残っていると再び湿気を吸ってシミになってしまいます。なお、塩化カルシウム水溶液は弱アルカリ性で、手あれの原因になることがありますので作業の際には炊事手袋を着用するようにしてください。

- ◆ <50年前に皮膚に付いた接着剤について> 50年前、自分が小学校3年生の時に、図工の授業でダンボールを使った工作があった。その時に友人のいたずらで、顔に接着剤を塗られたことがあった。3年前に奥歯をインプラント治療してから、よく噛めるようになり、顔面の筋肉もよく動くようになった。そうしたところ、顔の皮膚から接着剤のようなものが剥がれ落ちるようになり、松脂のようなニオイがする。これは、50年前に顔に塗られたのが、ロジン系の接着剤で、それが落ちてきているに違いない。自分は、これまで口や鼻が曲がっていたり、発音が不明瞭だったりしたことに悩んできたが、50年前の接着剤が原因だったことに思い至

った。顔に残っている接着剤をすべて取り去りたいが、どうしたらいいだろうか。皮膚科には受診しており、医師からは否定されている。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の男性)〈消費者〉

⇒皮膚は常に新陳代謝で更新されており、50年前に付いた接着剤がそのまま残っていることはありえません。原因をご自身で特定なさらずに、皮膚科医とよく相談なさせて、症状や皮膚の状態にあった治療をするようにしてください。

- ◆ 〈シャンプーで頭髪が抜ける〉 ○○社の△△というシャンプーに変えたら、使用3回目くらいから、頭皮のかゆみがひどくなり、抜け毛が目立ちだし、その後、束になって抜けるようになった。皮膚科を受診したところ、円形脱毛症と診断され、ステロイド系の飲み薬を処方された。しかし、抜け毛は収まらず、いまではかつらを被らねばならないほどになってしまった。症状が軽減しないので、総合病院を再度受診した。治療は継続中だが入院加療が必要といわれている。色々と検査を行ったが、最初の医師からも、総合病院の医師からもストレスが原因と言われている。自分はシャンプーが原因と考えており、配合成分に自分に合わないものがあつたのではないかと思う。もしそうであれば、今後の為に原因物質を知っておきたい。どうしたらいいだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒診察された医師からは円形脱毛症との診断が出ています。原因について納得できない点があるのならば、お使いになった製品を持って、医師に再度相談してみたいはいかがでしょうか。もしアレルギーなどが原因として考えられるならば、原因物質を知っておくことは重要なことです。

- ◆ 〈芳香剤のニオイで体調不良〉 自分は、芳香剤等を製造販売しているメーカーのお客相談室に勤務している。あるお客様から、「昨年末、室内芳香剤を使用していたら、花粉症のような症状が出て、さらに喘息のように息がゼイゼイ言うようになってしまった」という申し出を受けている。お客様は化学物質過敏症を疑っているようで、この度、専門外来のある病院を受診することとなり、自分も同行する予定だ。化学製品PL相談センターで類似のケースがあるか。また、病院に同行するに際し、アドバイスがあれば教えて欲しい。〈事業者〉

⇒製品のニオイに起因した相談は当センターにも多数寄せられています。ニオイはその感じ方に個人差が大きく、体質に合わずに具体的な身体症状を訴えられるケースも見受けられます。相談者が化学物質過敏症を懸念されていて専門外来を受診されるとのことで、医師から「化学物質過敏症」の診断が下されるか否か、また発症の原因についてどう言及されるかに留意しておく必要があるでしょう。PL法において被害者に立証責任のある主な項目として、①損害が発生したこと、②その損害が製造物によって生じたこと、③製造物に欠陥が存在したこと、④欠陥と損害発生との間に因果関係が存在すること、が挙げられますが、このうち、①、②について医師の診断から何らかの見解がでる可能性があるということです。相談者の健康回復が第一ですが、その上でどう対応されるか検討されてはいかがでしょうか。

◆一般相談等

- ◆ <除草剤の安全性> 「自宅に除草剤を撒こうと思うが、孫が遊びに来ることになったので、安全性が心配になった。撒かない方がいいだろうか」という相談を、80代の男性から受けている、どう答えたらよいだろうか。相談者は特定の製品について心配しているわけではなく、除草剤全般について聞いている。<消費生活C>

⇒使おうとしている製品が不明で成分も特定できないため、詳しいアドバイスはできません。

環境省の「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」

(https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri/full.pdf) を参考にすると、除草剤が散布された当日は散布域の1m以内には近づかないようにするといいでしょう。散布翌日以降は、特に制限は設けられていません。

- ◆ <泡消火剤の安全性> 駐車場で、消火液が出て真っ白になっている画像を見るが、使われている消火剤はどのような成分なのか？また、人が触れても大丈夫なのか？廃棄はどのようにしているのか？消費者の立場として気になる。<消費者団体>

⇒自走式駐車場に設置されている泡消火設備に、自動車が接触するなどして設備が破損し、泡状の消火液が大量に流れ出す事故が稀に発生しています。繁華街に隣接した駐車場の場合、大量の泡が繁華街に流れ出し大きな騒ぎとなるため、ニュース等で報道されています。お問合せのよく見る画像とは、そのような事故の報道を指しているものと思われます。自走式駐車場などの泡消火設備に使われている消火剤は、水成膜泡消火薬剤と言われているもので、シャンプーなどにも使われている合成界面活性剤と表面張力低下能の高いフッ素系界面活性剤、泡安定化剤としてグリコールエーテルや高級アルコール、不凍液であるグリコール類、防錆剤等が添加されています。水成膜泡消火薬剤の安全性については、製品毎に製造メーカーに問い合わせるべきものですが、代表的な製品の安全データシート等の情報からは、原液は眼や皮膚への刺激性があるものの、急性毒性は高くはなく、大量吸入したり摂取したりすると有害ですが、泡状に噴射されたものは数%に希釈されていますので、泡の毒性が問題になることはほとんどないと考えられます。流出した液の処理については通常の下水処理で問題ないと思われます。実際の事故処理も水で洗い流しているようです。

- ◆ <さび止めスプレーの容量表記について> 輸入品の防錆潤滑油エアゾール〇〇を購入。容量は500mlとなっているが、重さを量ると缶を含めて475gであった。容量が不足しているのではないか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い男性) <消費者>

⇒〇〇の容量については、計量法で規定されています。〇〇は当該法でいう、特定商品の潤滑油に該当し、法定計量単位は体積で表示することになっています。容量表示は計量法に則って行われていると思われますが、重量で見た場合、内容物の比重によっては、体積より低く出ることがあります。適正量か否かは当センターでは判りかねますので、直接輸入業者にお問い合わせください。

- ◆ <車のコーティング剤を小分け販売する場合の製造物責任> ポリマー系の車のコーティング剤をメーカーから中味と小分け用チューブを購入し、小分け容器に充填して販売したいと考え

ている。溶剤も含有しており、製造物責任法の観点から、何を注意すべきかご教示いただきたい。化学性品PL相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉

⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。法律の専門家にご相談ください。なお、製品事故防止のために経済産業省がリスクアセスメント・ハンドブック実務編

(http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment_practice.pdf)

を発行していますので参考にされるとよいでしょう。



ふっ素樹脂加工フライパンの 空焚きに注意

焦げ付かず、こびりつかず、お手入れも簡単なふっ素樹脂加工のフライパン。とても便利ですよ。テフロン加工とも言いますが、テフロンはふっ素樹脂を発明したメーカーが付けた商標です。ふっ素樹脂は分子中にふっ素原子を含む合成高分子のことで、プラスチックの仲間です。摩擦性が低く、耐熱性に優れ、燃えにくい性質があり、フライパンなどの調理器具の表面加工にもってこいなんです。では、ふっ素樹脂加工フライパンを上手に使うには、どんなことに気を付けたら良いのでしょうか。

空焚き厳禁

フライパン等の加工に使われるふっ素樹脂は主にPTFE（ポリテトラフルオロエチレン）またはPFA（パーフルオロアルコキシアルカン）ですが、これらの使用上限温度は260℃です。350℃を超えると熱分解が始まり、有害な微粒子状物質やガスが発生すると言われています。空焚きをするると5分ほどで350℃に達すると言われていますので、空焚きは厳禁です。しかし、通常調理時（食材が入っている時）の器具温度は150～190℃くらいです。食用油を熱した時に煙が出始める温度が約200℃ですから、通常の調理温度ではまったく問題はありません。

また、最近のガスコンロやIHクッキングヒーターには過熱防止機能が付いており、250℃を超えると自動的に消火するようになっています。でも油断大敵、IHクッキングヒーターは特殊な過熱方式のため、最大火力で予熱や空焚きをすると鍋底の温度が急速に上昇し、センサーが正しく温度を検知できずに過熱してしまふことがあります。空焚きは厳禁ですが、予熱や水分を飛ばすための加熱も慎むようにすると良いでしょう。もし空焚きしてしまったら、すぐに火を止め、窓を開けて空気を入れ替えてください。体に異常を感じたら医師の診察を受けて下さい。



通常の調理温度
150～190℃



使用上限温度
260℃



熱分解
350℃～

傷付けに注意

ふっ素樹脂はプラスチックの中でも柔らかい部類に入り、硬さは鉛筆硬度でB～2Hくらいとされています。傷つきやすいので、金属ヘラの使用は避け、洗うときも研磨材の入ったクレンザーやたわしは使わないようにしましょう。

熱いうちに水にジュッとつけてはダメ

フライパンは熱により膨張していますが、急冷された場合、金属とふっ素樹脂の収縮の比率が違うため剥がれてしまいます。一度に剥がれるわけではありませんが、コーティングが浮き上がった状態になり、ヘラ等で擦れた時に剥がれやすくなってしまいます。

剥がれたコーティングは口に入っても大丈夫？

当センターにも、よくそのような問い合わせがあります。ふっ素樹脂はもし口に入っても、体に吸収されず、体内をそのまま通過し排出されますので問題はありません。

日常生活を豊かにするための様々な製品も、使い方を間違えると思わぬ事故を起こすことがあります。製品の特性をよく理解して、上手にそして安全に使うよう心掛けましょう。

【参考にした情報】

- ・「ふっ素樹脂製品取扱マニュアル」日本弗素樹脂工業会
http://www.jfia.gr.jp/publication/images/handling_manual.pdf
- ・「フッ素樹脂加工したフライパンのテスト」神奈川県県民局 暮らし県民部 消費生活課
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370222/p440348.html#>



コラム



『出前講師』 出動



去る7月18日、三重県の鈴鹿亀山消費生活センターの依頼を受けて、鈴鹿市にて化学製品に関するセミナーの出前講師を務めてきました。会場となった公民館では、毎月高齢者向けの生活セミナーを実施しており、その一環で、化学と化学製品に関する話をしてほしいという依頼で、当日は60～80歳代の女性を中心に80名ほどお集まりいただきました。

セミナーのタイトルは『化学と化学製品のあれこれ ～身の回りの化学製品の知識～』。前半は、身近な現象や製品を題材に、昆布のうま味成分の話や、梅酒を作る際の浸透圧現象、地球上で最も危険な生物^{※1}とその対処方法（答えは下）など、日常生活の中での化学との関わりをお話ししました。後半は「化学製品による事故を防ぐために」をテーマに、具体的な事故事例を挙げて事故の要因と事故を起こさない為の注意点についてお話ししました。事例としては、塩素系製品の「まぜるな危険」、防水スプレーの吸引事故、ヘアカラーによる皮膚障害、高齢者の誤飲・誤食について、を取り上げました。

今回、事前に予測していて、いい意味で裏切られたことが3つありました。一つ目は、きっと早く来る人がいるだろうから、早めに会場に着くようにしようと思い、開始時間の45分前に会場入り。しかし、すでに5名ほどお見えになっており、その後も続々と集まり、30分前には約半数が集合。皆さん顔見知りで、おしゃべりが始まり賑やかなこと賑やかなこと。そうでした、セミナーは勉強の場と同時に社交の場でもあるのですね。二つ目は、90分の持ち時間、途中で眠らずに聴いてもらえるだろうかという心配。これは杞憂に終わりました。皆さん、集中力を切らさずにしっかりと聴いていただけました。三つ目は、セミナーへの反応。世の中には化学と聞いただけで、亀の子アレルギーを起こす人もいます。なるべく興味を持ってもらえるように、所々にクイズを差し込んだり、と工夫をしてみたのですが、これが受けずにスベッたらどうしよう（汗）。しかし、反応は上々、クイズにも真剣に取り組んでいただけました。



セミナーは参加者と講師の交流が大事。参加者に前向きに臨んでもらえれば、講師もやりがいを感じてテンポよく話せます。今回のセミナーはとても気持ちよく終わることができました。まだまだ不慣れなところもあり、内容や進め方に工夫の余地はありますが、少しでも参加者の啓発に役立てて頂けたら幸いです。

化学製品 PL 相談センターでは、消費者啓発の一環として出前講師の派遣を行っています。お話しさせて頂く内容についても、ある程度ご要望に応じることが可能です。お気軽にご相談ください。

※1 地球上で最も危険な生物（死者を多く出している生物）とは、『蚊』です。

<https://www.gatesnotes.com/Health/Most-Lethal-Animal-Mosquito-Week>

化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
- ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
- ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。
①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：登坂(トサカ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。